

自立支援医療費（精神通院医療）制度について

■ 制度概要

統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者で、精神障害のため、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある方への医療費公費負担制度です。

■ 自己負担額

原則として**医療費の1割**の自己負担となります。
疾病の程度や「世帯」（＝医療保険単位）の所得の状況等に応じて、1ヶ月の自己負担額に上限が設定される場合があります（下図のとおり）。

一定所得以下(=市町村民税非課税世帯)			中間所得層(=市町村民税課税世帯)		一定所得以上	
生活保護	低所得1	低所得2	中間1	中間2	一定以上	
	収入 80万以下	収入 80万を超える	市町村民税額 33,000円未満	市町村民税額 235,000円未満	市町村民税額 235,000円以上	
負担0円	負担上限額 2,500円	負担上限額 5,000円	重度かつ継続非該当			公費負担の対象外 (医療保険の自己負担限度額)
			負担上限額 医療保険の自己負担限度額			
			重度かつ継続該当			
			負担上限額 5,000円	負担上限額 10,000円	負担上限額 20,000円	

※「重度かつ継続」に該当する方

- ①認知症などの器質性精神疾患、薬物依存症、統合失調症、そううつ病など気分障害、てんかんの方
- ②3年以上の精神医療の経験を有する医師によって、集中的・継続的な通院医療を要すると判断された方
- ③医療保険多数該当の方

※自己負担上限額 20,000 円の方は、現在のところ経過的特例措置として制度対象とされておりますので、今後変更が生じる可能性があります。

■ 有効期間等

- 新規申請の場合、始期は市町村での申請受理日から、終期は1年後の受付日前月の末日までとなります。
- 再認定の場合、有効期限の終了する日の3ヶ月前から申請することができます。

■ 申請窓口

お住まいの市町村（千葉市を除く）となります。必要書類等につきましては直接お問い合わせください。

※千葉市在住の方は、各区保健福祉センターとなります。